



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F  
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F  
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: [info@sssr.jp](mailto:info@sssr.jp)  
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

＜代表 庄司 茂 より一言＞



新年おめでとうございます。昨年はお世話になり、ありがとうございました。

令和元年12月1日から改正道路交通法が施行され、運転中の「ながらスマホ（スマートフォン）」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホや携帯電話で通話をしたり、画面を見る・操作するなどの「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあり、死亡事故が発生するなどの事態を受けたものです。改正により、反則金はより高額に、違反点数はこれまでの3倍に、そして事故を起こした場合は免許停止処分となります。警察庁によると、平成30年中の携帯電話使用等に係る交通事故件数は2,790件で、過去5年間で約1.4倍に増加しており、カーナビ等を注視中の事故が多く発生しています。また、携帯電話使用等の場合には、使用なしと比較して死亡事故率（死傷事故に占める死亡事故の割合）が約2.1倍でした。時速60kmで走行する自動車は2秒間では約33m進みます。「直線だから」、あるいは「一瞬だから大丈夫だろう」という考えが事故につながります。運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、安全な場所に停車してから操作しましょう。運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定することによって、運転中の「ながらスマホ」は避けられます。交通事故はひとの一生を大きく変えてしまう可能性があります。交通事故、免許停止等によって業務に支障をきたす前に、まずは企業にできることとして、従業員へ今回の改正を周知することが必要です。

**進めていますか、36 協定締結 & 作成**

◆「時間外労働の上限規制」が中小企業にも適用

今年、令和2年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

◆36協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に

対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

◆提出前にチェックを受けましょう

4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

令和2年度以降の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせずに、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

**高齢者雇用の雇用状況～厚生労働省調査より～**

◆65歳までの高齢者雇用確保措置はほぼ100%

厚生労働省は、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を公表しました（従業員31人以上の企業161,378社の状況）。同調査によれば、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%と、ほぼ100%となっています。



#### ◆定年制の廃止、引上げを講じる企業割合が微増

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年制の廃止」を講じている企業は4,297社、2.7%（対前年0.1ポイント増加）、「定年の引上げ」を講じている企業は31,319社、19.4%（同1.3ポイント増）、「**継続雇用制度の導入**」を講じている企業は**125,501社、77.9%**（同1.4ポイント減）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる比率が高いものの、**定年制度の見直しを講じる企業がわずかながら微増**していることもわかります。

#### ◆66歳以上が働ける制度のある企業が増加

66歳以上が働ける制度のある企業の割合も増加しています。**66歳以上が働ける制度のある企業は49,638社（同6,379社増）、30.8%**（同3.2ポイント増）、70歳以上が働ける制度のある企業は46,658社（同6,143社増）、28.9%（同3.1ポイント増）となっています。

**66歳以上が働ける制度のある企業は、大企業、中小企業共に増加してきている**ことがわかります。

#### ◆今後の動向も踏まえて検討を

現在政府は70歳までの就業機会確保を事業主の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正に向けて動いています。少子高齢化や労働力人口の減少により、高齢者雇用は今後ますます進んでいくことが予想されます。企業としても、先を見据えて対応を考えていきたいものです。【厚生労働省「令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果」】

#### 「心の病」は10～40代で共通課題

#### ◆10代～20代では初めて3割超

日本生産性本部のアンケート調査によると、「心の病」の多い年齢層が**10代～20代、30代、40代の各区分で約30%ずつを占め、50代を除き、10代から40代で共通の課題となっている**ことがわかりました。また、10代～20代での割合は増加し、初めて3割を超えています。

#### ◆「割を食っている」40代

調査結果を見ると、10年ほど前の調査では、30代が6割前後を占めていたので、そのころの30代が40代になってもメンタルヘルスの問題が持ち越されているように見えます。一方、**10代～20代については10年ほど前のおよそ2倍超**となっています。

現在の40代には就職氷河期世代に該当する人たちがいます。“割を食っている世代”でもあり、年功制の崩

壊とともに役割・権限の変化のなさ、人手不足と働き方改革等による現場への重圧といった要因もあり、心の病の増減について「横ばい」との回答が減少し、「増加傾向」が増えている調査結果もうなずけるものがあります。

#### ◆ストレスチェックの課題

また、この調査では、ストレスチェックについての課題として、「**集団分析結果の活かし方**」を挙げている企業が3分の2を占めています。集団分析の結果を報告しても、あとの対応は個人任せとなっている状態では、効果的とは言えないでしょう。ストレスチェックを外部に委託する場合、見やすく活用しやすい結果をもらえる業者を選んだり、結果の経年変化も作成できるか、といった気を付けるべき点があります。

#### ◆50代はメンタルヘルス以外の問題も多い

なお、**この調査では50代の心の病は多くない**との結果が出ています。しかし、40代後半から50代にかけては親の介護や本人の健康問題などが多発してくる年代です。厚生労働省の調査でも、心筋梗塞や脳卒中は50代から急増するとされています。

**社員の健康リスクは経営リスクとなる**という認識も広まり、積極的に対策をとる企業が増えています。景気が冷え込んだ際に心の病まで増加しないよう、組織風土や仕事の見直しにより、長時間労働の抑制や健康経営の推進に取り組む必要があります。

#### <事務所からのご案内>

#### ■「働き方改革」対応の**就業規則**相談会のお知らせ

就業規則は「働き方改革」に対応できていますか？

今月は「働き方改革」に対応するための**就業規則の改定・修正**について、具体的に助言させていただきます。

- 〇〇手当は同一労働同一賃金に対応できているか？
- 有給休暇の5日取得のための対応ができているか？
- 時間外労働の管理方法が確立しているか？
- パワーハラスメント対策ができているか？

といったことなど、気になる点がございましたらお気軽にご利用ください。

日時：1月22日（水）、1月28日（火）

10：00～17：00（1社45分程度）

場所：弊社 神戸事務所または姫路事務所にて

神戸▶神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル7F

姫路▶姫路市安田4丁目36番地マサミビル3F